

# 静岡県「核燃料税」の新設（更新）について

## 1. 核燃料税の新設（更新）理由 [静岡県協議書抜粋]

本県では、昭和55年4月に法定外普通税として核燃料税を創設し、7回の更新を経ております。これを財源として活用し、原子力発電所周辺の安全確保と環境保全を図るとともに、周辺地域住民の理解と協力を得るため、平成9年度からは県単独予算により「特定発電所周辺地域振興対策交付金・補助金制度」を創設し、立地市及び周辺市町に交付金等を交付するなど、原子力対策、生業安定対策、民生安定対策を推進してまいりました。

このように、核燃料税は、原子力発電所の立地に伴う財政需要に対応するための財源として活用してきたところですが、東日本大震災以降、地域住民の原子力安全対策への関心はますます高まっており、また、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域が拡大されたことなどから、県が対応すべき財政需要も非常に大きなものとなっております。

他方、原子力発電所の立地に伴う国の財政上の措置としては、電源三法に基づく交付金制度がありますが、当該制度だけでは、すべての財政需要に対応することはできない状況にあります。

このような状況から、本県では、原子力発電所の立地に伴う対策を確実に実施するとともに、その財源の安定的な確保を図る観点から、現行と同様の枠組みにより、引き続き、核燃料税を5年間課税しようとするものです。

## 2. 核燃料税の概要

課税団体	静岡県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	①価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業
課税標準	①価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	①価額割：100分の8.5 ②出力割：29,500円／千kW／課税期間（3ヶ月）
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）2,482百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	（平年度）約265千円
課税を行う期間	5年間（令和2年4月1日～令和7年3月31日までを予定）

### 3. 同意要件との関係

核燃料税について、不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

#### ① 課税標準

静岡県核燃料税には「価額割」と「出力割」があり、それぞれについて検討する。

まず、価額割の課税標準は「発電用原子炉に挿入された核燃料の価額」であるが、国税又は他の地方税において、形式的にも実質的にも課税標準を同じくするものはない。

次に出力割について、出力割の課税標準は「発電用原子炉の熱出力」であるが、国税又は他の地方税において、これと形式的に課税標準を同じくするものはない。

一方、出力割の課税客体は「発電用原子炉を設置して行う発電事業」であり、「一般送配電事業者の販売電力」を課税客体とする電源開発促進税(国税)及び「法人が行う事業」を課税客体とする法人事業税(地方税)と実質的に課税標準を同じくしているか否かの検討が必要である。

電源開発促進税は、原子力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設等の設置の促進及び運転の円滑化を図る等のための財政上の措置等に要する費用に充てるために課されるものである。発電コストの一部として、間接的に電気の利用者(受益者)に負担を求めるものであり、課税標準を「販売電気の電力量」としているのは、受益の程度が販売電力量に対応するためである。

また、法人事業税については、収益活動が、道路をはじめとした諸々の公共施設の利用を通じて行われていることから、これらの施設に必要な経費を分担せしめる目的で課されており、事業という収益活動に担税力を見出し、事業活動の規模を適切に表すために「収入金額」を課税標準としている。

一方で、核燃料税の出力割の課税標準が「発電用原子炉の熱出力」となっているのは、本税が原発立地に伴う財政需要に充てるための税であるところ、財政需要が原子炉の熱出力(規模)に対応するためである。

以上を踏まえると、核燃料税と電源開発促進税及び法人事業税は、形式的にも実質的にも課税標準が同じとは言えないと考えられる。

#### ② 住民の負担

特定納税義務者である中部電力(株)は、平成30年度の年間売上が2兆7,430億円、経常利益が890億円の企業である一方、本税による負担は約25億円/年(課税期間5か年)である。さらに、本税による税負担は電気料金等

に転嫁することも可能であるため、それらを踏まえると、著しく過重な負担となるとは言えないと考えられる。なお、本税が転嫁された場合、電力料金に及ぼす影響は1kwhにつき5年間平均で約2銭と推計され、電力料金の約0.1%程度である。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないものと考えられる。

(2) 地方団体間の物の流通に重大な障害を与えること

核燃料税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、地方団体間の物の流通に重大な障害を与えるものとは認められないと考えられる。

(3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

福島第一原子力発電所の事故以降、国においては、原子力発電について、より高い安全性を求める方向性を掲げているところである。静岡県核燃料税は、静岡県における安全対策事業等の財源となるものであり、原子力発電における国の政策の方向性と軌を一にするものである。

このことから、「1及び2に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。